

恋愛系マッチングアプリ

を悪用した勧誘に注意！！



勧誘目的を隠したまま、恋愛系マッチングアプリから、主に20歳の異性に近づく営業員がいますので、注意が必要です！

@マッチングアプリ

1



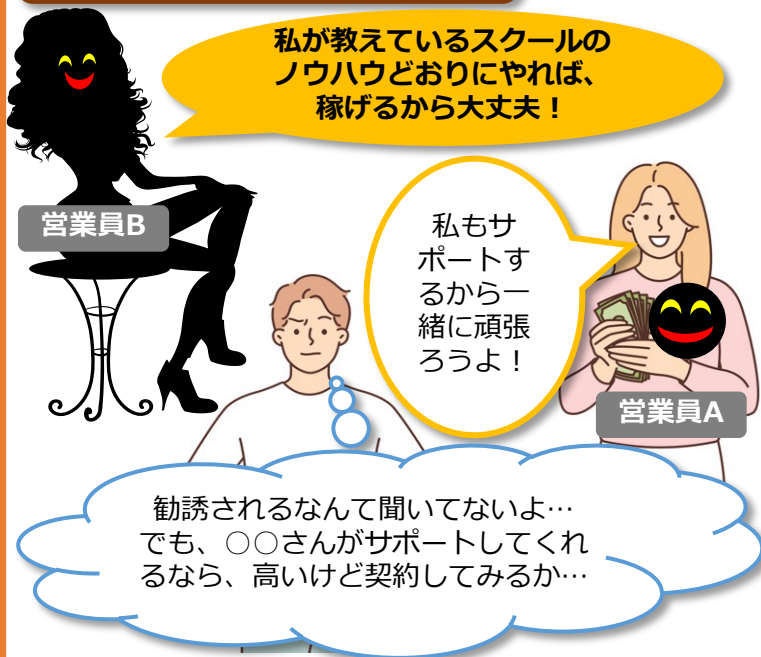
@カフェ

2



@営業員Bの自宅 (タワーマンションなど)

3



@契約後のクーリング・オフ

4



※カフェや自宅マンションでの営業員の勧誘は「訪問販売」の勧誘です！

じゃあ、何に注意すればいいの？
裏面へ！



トラブルを避けるポイント！



◆マッチングアプリでのやりとりに要注意！

マッチングアプリから、早々にSNSでのやりとりを提案されたり、カフェに誘われたりしたら注意しましょう。誘った人は、勧誘目的で近付いている可能性があります。

◆カフェなどで儲け話や「成功した人」を紹介されたら要注意！

誘った人は、勧誘するために、今度は「成功した人」の自宅（密室）に誘い込もうとしている可能性があります。不要だと感じたらはっきりと断りましょう。

◆「成功した人」の自宅で、契約を迫られたら要警戒！

契約したくない場合は、はっきりと断り、その場を立ち去りましょう。特に、借金が必要なほど高額な契約は、即決しないようにしましょう。



万が一、断り切れずに

契約してもあきらめないで！

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

①訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ（契約解除）ができます（※）。

②クーリング・オフは、事業者側の都合に関係なく、無条件で可能です。事業者側にクーリング・オフする理由を伝える必要もありません。

③契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、その期間を過ぎているように見えても、できる場合があります。

④クーリング・オフ通知の書き方

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



※ 特定商取引に関する法律（特定商取引法）の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。



消費生活ホットライン  (局番なし) **188** いやや!

一人で悩まずに、「消費生活ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。